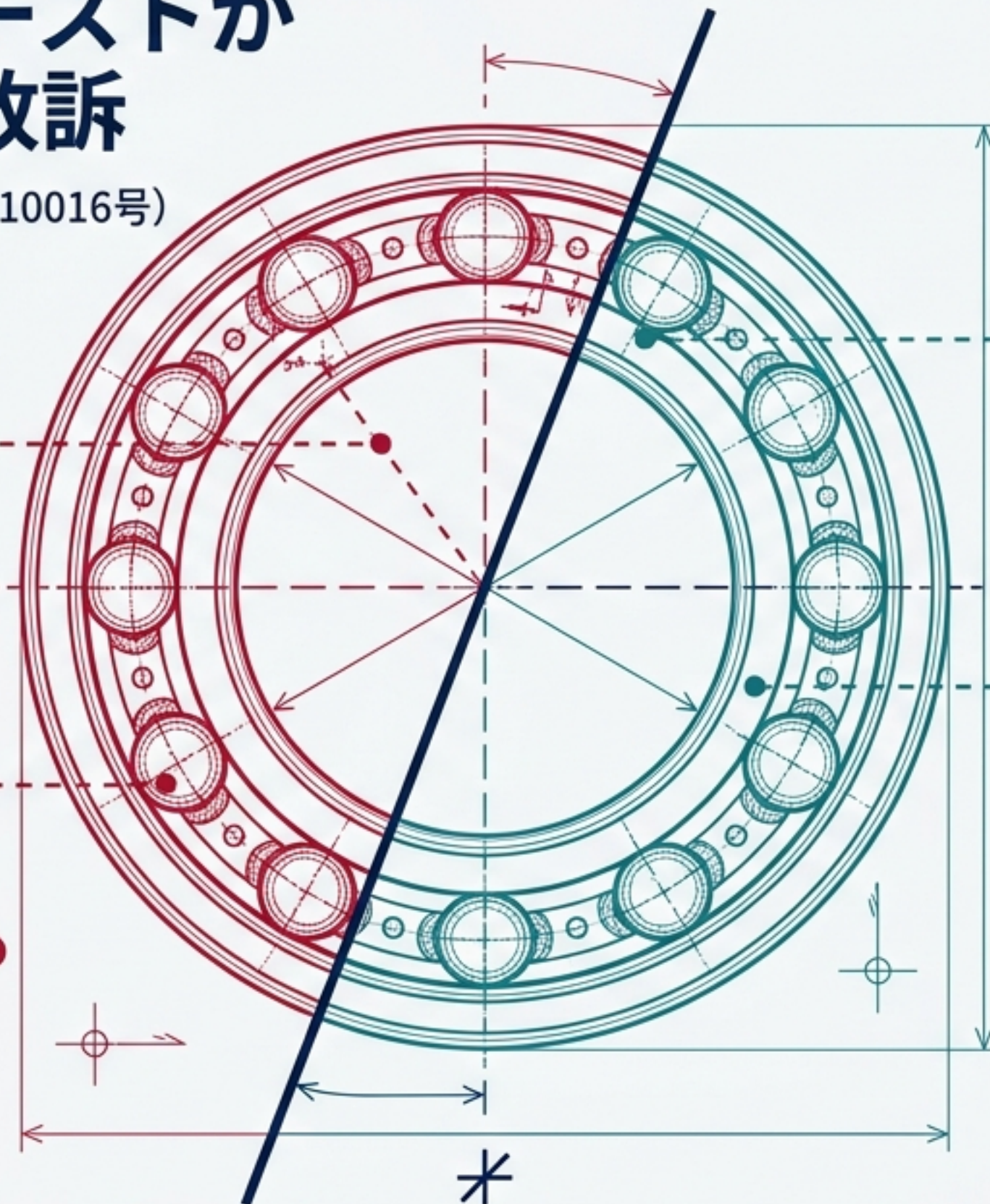


手続的齟齬の代償： 審決書コピー＆ペーストが 招いた特許庁の敗訴

知財高判令和8年9月9日(令和8年(行ケ)第10016号)
「転がり軸受」事件の解剖と実務的影響



UNAMENDED /
FLAWED (未修正/欠陥)



CORRECTED ALIGNMENT:
適正手続の遵守



修正数値

LEGAL ALIGNMENT:
技術的根拠の確立

CORRECTED /
AMENDED (修正/適合)

分析・評釈録
第一次的判断権と手続保障の視点から



事象：致命的な手続上の瑕疵

特許庁は審決書の「第2」で補正後の請求項を掲げながら、「第4（判断）」ではすべて補正前の文言を用いて明確性・進歩性を否定。単なる誤記ではなく「対象の取り違い」と認定。



判理：第一次的判断権の防衛

「補正後で読んでも結論は同じ（同一結論論）」という被告の主張を裁判所は一蹴。裁判所が未審理の補正特許を判断することは、特許庁の第一次判断権を奪うとして実体判断を回避。



展望：権利化への壁は残存

審決は取り消されたが、原告（出願人）の完全勝利ではない。差戻し後の再審理において、機能的クレームの明確性や進歩性のハードル（実体要件）は依然として立ちはだかる。

2020年11月10日：
特許出願（特願2020-186871「転がり軸受」）

2024年8月29日：拒絶査定

2025年8月20日：
審判合議体による拒絶理由通知

2025年9月16日：
原告が意見書・手続補正書を提出（本件補正）

2026年1月5日：
本件審決（請求不成立）。
※ここで補正前の文言による
審理が行われる

（申請者側の認識：
補正後の文言による審理）

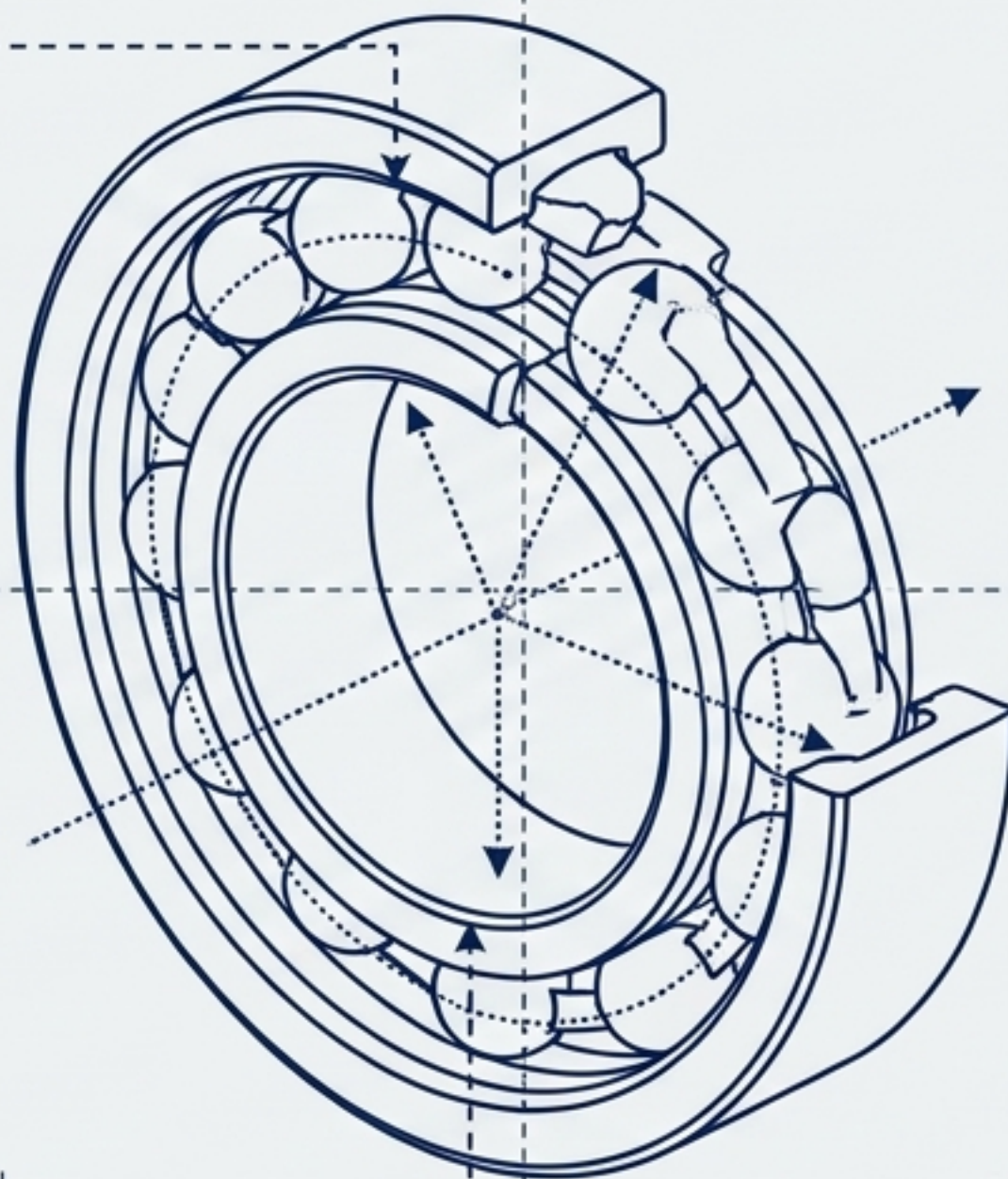
2026年9月9日：
知財高裁 本判決（審決取消）

自律分散式転がり軸受の技術的構成と争点

構成A

保持器を使用せず、玉の動作時の公転と自転比率を変えることで玉同士を非接触とする機構。

(※本件補正の対象外)



The Critical Zone

構成B

前記玉と軌道との摩擦
・摩擦熱を低減させ、
特定の「温度条件」を
満たす構成。

前記玉と前記軌道との摩擦と摩擦熱を低減せしめることにより...

補正前

...前記軸受動作時の
内輪軌道及び外輪軌道の

温度上昇値を

前記内輪軌道及び外輪軌道の
強度低下温度未満とした



比較対象の対応に疑問あり
(停止時からの差分 vs 絶対温度)

補正後

...前記軸受動作時の
内輪軌道及び外輪軌道の

温度を

前記内輪軌道及び外輪軌道の
強度低下温度未満とした



動作時の軌道温度そのものを
強度低下温度と比較する形へ修正

誤記の存在

判断部分で補正
前の文言を使用
た誤りはある

多義性の残存

明確性・進歩性
判断の要点は、
補正後の文言で
読んでも変わら
ない

同一結論論

誤りは結論に影
響しない
(無害なエラー
である)

被告の主張：手続上の瑕疵は結果に影響しない（同一結論論）

「審理判断の対象を異にする以上、これが本件
審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり、
本件審決は取り消されるべきである。」

1



手続上の瑕疵の認定

単なる「記載上の誤り」ではなく、
「審理判断の対象の誤り」という
重大な手続上の瑕疵と性質決定。

2



実体判断の回避

明確性・実施可能要件・進歩性
といった当事者の実体的な主張
には一切判断を示さず。

3



無害性の否定

対象が異なる時点で「結論への
影響」は自明であると断定。

裁判所（事後審査機構）



「特許庁が一度も判断していない補正後の発明を、裁判所が第一次的に判断することになる（越権行為の防止）」

If the court accepts the JPO's
"Same Conclusion" defense...

特許庁（第一次的判断権）



判例	事案類型	同一結論の 許容性	本件への適用
S51 メリヤス編機	未審理の 公知事実の追加	許容されない	審判で未審理の事 項は訴訟で制限。
H11 大径角形鋼管	減縮訂正後の 発明の特許性	許容されない	本件の構造と一致。 裁判所による第一次 的判断を否定。
H14 骨組構築方法	先行して特許庁の 判断が存在	例外的に許容 (実体判断へ)	本件は特許庁の判断 が皆無であるため適 用外。
R8 転がり軸受 - 本件	補正特許の 対象取り違い	許容されない (取消)	大径角形鋼管事件の 趣旨に沿う判断。

1. 拒絶理由の発見

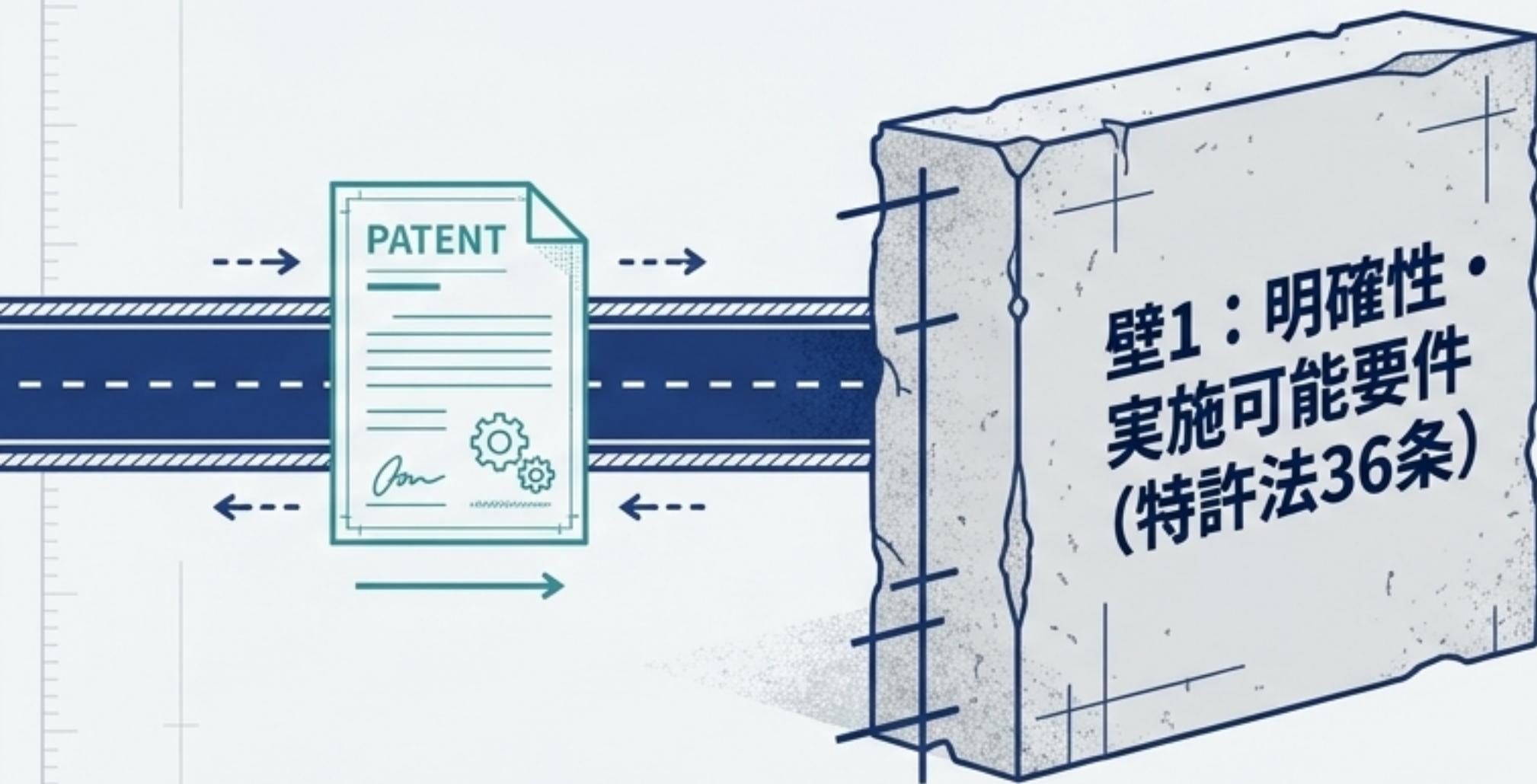
2. 通知 (法159条2項・50条)

「補正を反映しない審決は、
出願人の手続保障 (防御の機会)
を実質的に剥奪する。」

3. 意見書・補正の機会

Diagnostic Takeaway

訴訟経済 (「どうせ差戻し
ても同じ結論」) よりも、
出願人の手続保障の担保
が優先される。



機能的クレームの限界

「公転と自転比率を変える」という機能的記載だけで、具体的な構造が特定されていない（補正対象外の構成Aの欠陥）。

公報番号引用の危うさ

原告は「自律分散式転がり軸受の構造は特開2007-177993に記載されている」と主張するが、公報番号の記載だけで請求項の範囲が特定されるという立論には困難が伴う。

新たな論点

動作時の温度を規定した構成Bについて、「使用条件（回転速度、荷重等）」を特定せずに物の発明を規定できるか？

引例1

実用新案登録第3059736号
(アルミニウム合金製内外輪＋
表面処理された玉軸受)



引例2

特開2007-177993
(原告自身の先行出願：保
持器を用いない構成)

引例1 + 引例2 = 動機付けの評価

壁2：進歩性の壁（特許法29条2項）

構成B（温度規定）を「**構成Aに伴う作用効果**」とみる限り、
審決の判断構造は補正後も大きくは変わらない可能性。

引例1の「**耐摩耗対策（表面処理）**」を踏まえた
組合せの動機付けが再審理の焦点に。



特許庁・合議体への警鐘

拒絶理由通知の文案を**審決書に流用（コピー＆ペースト）**する際のリスク。起案支援ツールの活用拡大に伴い、**文案の自動生成と実際のクレームとの「対象のズレ」**を検出する**検証工程**が必須。



被告（特庁）の訴訟対応の限界

対象の取り違えが全体に及ぶ場合、「**同一結論論（無害なエラー）**」の主張は**法廷では通用しない**。手続上の誤りを早期に認め、特許法181条2項に基づく**再審理（差戻し）**へ速やかに移行する戦略的判断も検討に値する。



審決書の即時照合

審決を受け取ったら、実体的な理由を読む前に、まず「第4(判断)」で引用されている請求項の文言が最新の補正を反映しているかを一言一句照合する。



実体主張と無関係の取消事由

この種の手続的瑕疵は、発明の実体的な強弱とは無関係に独立した取消事由（勝訴のカード）になり得る。



「盤面のリセット」の認識

取消判決を得ても、得られるのは「再審理の機会」のみ。取消判決確定後の再審理では原則として補正の機会はない（法17条の2第1項）。上申書や面接を通じた戦略的対応が必要。

手続的瑕疵の看破は、実体法上の勝利の前提条件である。